

令和7年2月市議会臨時会提出予定案件

(議 案)

- 1 専決処分につき承認を求めることについて
(令和6年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第6号))
- 2 茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 3 工事請負契約の変更について(小中学校屋内運動場空調設備等整備事業)
- 4 令和6年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第7号)

議案第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて （令和 6 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 6 号）） 5 頁参照 【財政課】		
○ 住民税非課税世帯給付金への対応に係る令和 6 年度一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。 ○ 補 正 額 1,041,000 千円 （補正後 113,525,605 千円 － 補正前 112,484,605 千円） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 〈歳 入〉 ・ 国庫支出金 1,041,000 千円 </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 〈歳 出〉 ・ 人件費 823 千円 ・ 物件費 74,177 千円 ・ 補助費等 966,000 千円 </td></tr> </table> ○ 専 決 日 令和 6 年 1 2 月 2 5 日		〈歳 入〉 ・ 国庫支出金 1,041,000 千円	〈歳 出〉 ・ 人件費 823 千円 ・ 物件費 74,177 千円 ・ 補助費等 966,000 千円
〈歳 入〉 ・ 国庫支出金 1,041,000 千円	〈歳 出〉 ・ 人件費 823 千円 ・ 物件費 74,177 千円 ・ 補助費等 966,000 千円		
議案第 2 号	茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて 【人事課】		
○ 現委員 まつ お やす ひろ 松 尾 康 弘 ○ 任 期 令和 7 年 2 月 1 5 日任期満了 初就任 平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日就任 8 期目（任期 3 年） ○ 選任予定者			

議案第 3 号	工事請負契約の変更について（小中学校屋内運動場空調設備等整備事業） 【契約検査課、施設課】		
○ 契約の金額 ・ 変更前の金額 2, 8 1 6, 0 0 0, 0 0 0 円 ・ 変更後の金額 3, 0 4 9, 6 2 4, 6 0 0 円 ○ 変更の理由 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置及び一部資材の高騰により、増額が必要となったため。 〈原契約〉 ○ 契約の相手方 大阪市北区天満二丁目 7 番 3 号 株式会社テクノ菱和 大阪支店 ○ 工事場所 茨木市立小学校 3 2 校、中学校 1 4 校 ○ 工事内容 設計業務、施工業務、工事監理業務、統括管理業務 各一式			
議案第 4 号	令和 6 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 7 号） 【財政課】		
○ 補正額 933,059千円 （補正後 114,458,664千円 - 補正前 113,525,605千円） 〈歳 入〉 ・ 地方交付税 255,734千円 ・ 国庫支出金 451,143千円 ・ 繰入金 226,182千円 〈歳 出〉 ・ 人件費 4,275千円 ・ 物件費 139,604千円 ・ 補助費等 789,180千円 ・ 繰越明許費補正 （追加）均等割のみ課税世帯物価高騰緊急支援給付金給付事業 135,974千円 （追加）農業者活動支援給付金給付事業 2,480千円 （追加）プレミアム付商品券発行事業 735,578千円 （追加）運送業事業者支援給付金給付事業 59,027千円			

令和6年度 大阪府茨木市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

1 基本方針

物価高騰等の影響が長期化する中、厳しい経済状況にある市民生活を支援するため、住民税非課税世帯に対し1世帯あたり3万円（18歳以下の児童を扶養している世帯については、児童1人あたり2万円を加算）を支給するため、必要となる経費について専決する。

[支給対象]

- ①住民税非課税世帯への給付金
令和6年度住民税非課税世帯
- ②こども加算
①の世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

[基準日] 令和6年12月13日

[支給額]

- ①1世帯あたり3万円
- ②児童1人あたり2万円加算

2 専決日 令和6年12月25日（水）

3 補正予算額

補正額 1,041,000千円 （補正後 113,525,605千円 — 補正前 112,484,605千円）

[概要]

（単位：千円）

項目	補正額	主な内容	
低所得世帯への物価高騰対策緊急支援給付金の支給	1,041,000	住民税非課税世帯への給付金	900,000
		住民税非課税世帯へのこども加算	66,000
		事務経費 (給付事務実施に係る委託料等)	75,000

※繰越明許費設定：物価高騰対策緊急支援給付金支給事業 1,041,000千円

[内訳]

（歳入）

（単位：千円）

区分	補正額	積算	
国庫支出金	1,041,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,041,000

（歳出）

（単位：千円）

区分	補正額	積算	
総務費	1,041,000	職員手当等	823
		需用費	50
		役務費	10,529
		委託料	63,518
		使用料及び賃借料	80
		交付金	966,000

4 スケジュール

- ・令和7年1月下旬～ 案内文等を対象世帯に順次発送
- ・令和7年2月上旬～ 対象世帯への支給開始（通知内容に変更等がなければ、プッシュ方式で支給）

令和6年度一般会計補正予算(第7号)総括表

(歳 入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
11 地 方 交 付 税	255,734		255,734	普通交付税
15 国 庫 支 出 金	451,143	451,143		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
19 繰 入 金	226,182		226,182	財政調整基金
補 正 額 A	933,059	451,143	481,916	
補正前の予算額 B	113,525,605	47,788,427	65,737,178	
補正後の予算額 A + B	114,458,664	48,239,570	66,219,094	

令和6年度一般会計補正予算(第7号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
2 総 務 費	135,974	2,507	3,467		130,000		
6 農 林 水 産 業 費	2,480				2,480		
7 商 工 費	794,605	1,768	136,137		656,700		
補 正 額 A	933,059	4,275	139,604		789,180		
補正前の予算額 B	113,525,605	20,639,623	22,223,523	32,962,568	11,972,014	11,275,344	14,452,533
補正後の予算額 A + B	114,458,664	20,643,898	22,363,127	32,962,568	12,761,194	11,275,344	14,452,533

補正予算（第7号）の内容について

1 基本方針

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、直面する物価高騰等により厳しい経済状況にある市民生活や事業活動を支援するための施策を実施する。

2 内容

（1）物価高騰等に対する支援

（単位：千円）

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市民生活等への支援		871,552	451,143	420,409
プレミアム付商品券の発行 【繰越明許費】 【商工労政課】	長期化する物価高騰等により、厳しい経済環境にある市民生活や事業活動を支援するため、市内飲食店や小売店舗等で利用できるプレミアム付商品券を販売する。 <販売額等> 5,000円分の商品券を2,500円（プレミアム額2,500円／冊）で販売、一世帯あたり購入：上限2冊 <使用期間> 令和7年夏頃開始（3か月間を予定） <対象店舗> 市内大型店、飲食店や小売店・サービス業等 【財源：国 451,143】	735,578	451,143	284,435
住民税均等割のみ課税世帯への物価高騰緊急支援給付金の支給 【繰越明許費】 【政策企画課】	長期化する物価高騰等により、厳しい経済環境にある市民生活を支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対し、物価高騰緊急支援給付金を支給（当該世帯のこども一人あたり2万円を加算）する。 <対 象> ①令和6年度住民税均等割のみ課税世帯 ②18歳以下の児童を扶養している①の支給対象世帯 <基準日> 令和6年12月13日 <支給額> ①3万円／世帯 ②2万円／人	135,974		135,974
事業者等への支援		61,507		61,507
運送業事業者支援給付金の支給 【繰越明許費】 【商工労政課】	燃料価格高騰等により、厳しい経営環境にある運送業事業者に対して、事業活動に要する燃料費等の負担を軽減するため、運送業事業者支援給付金を支給する。 <対 象> 道路旅客運送業、道路貨物運送業 ※市内中小企業・個人事業主に限る <支給額> 運送事業用車両 3万円／台 ※1事業者の上限30万円	59,027		59,027
認定農業者等への支援 【繰越明許費】 【農林課】	肥料等の高騰による負担を軽減するため、国版・大阪版認定農業者、認定新規就農者等に対し、農業者活動支援給付金を支給する。 <対 象> 令和5年1月1日～12月31日に農作物の売上がある市内の国版・大阪版認定農業者等 <支給額> ・地域農家、準農家、認定新規就農者：1万円 ・国・大阪版認定農業者：令和5年売上額に応じた額（1～30万円）	2,480		2,480

(2) 繰越明許費

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
繰越明許費		
均等割のみ課税世帯物 価高騰緊急支援給付金 給付事業 【政策企画課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	135,974
農業者活動支援給付金 給付事業 【農林課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	2,480
プレミアム付商品券発 行事業 【商工労政課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	735,578
運送業事業者支援給付 金給付事業 【商工労政課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	59,027